

日野市子ども条例

(基本理念)

第3条 子どもは、ひとりの人間として、人格や個性が尊重されます。

2 子どもは、おとなとともに地域社会を担うひとりの市民として尊重されます。

3 子どもは、家族から温かい愛情が与えられ、家庭の中で心身の健やかな成長が図られ、安らぎが与えられ、社会の基本的なルール、基本的な生活習慣、豊かな情操が育てられます。

4 子どもは、あらゆる暴力や精神的な苦痛、その他不当な扱いなどを受けることなく、人としての尊厳が守られなければなりません。